

# 第6回 船橋市屋外広告物審議会 議事録

日時 平成27年8月24日（月）

午前10時00分～午前11時00分

場所 船橋市職員研修所6階601研修室

## 第6回 船橋市屋外広告物審議会 出席者名簿

### 第1号委員（学識経験者）

根上 彰生 : 日本大学理工学部 教授  
江ヶ崎 浩 : (社) 千葉県建築士会 船橋支部 副支部長  
田中 久子 : 船橋商工会議所  
沖村 文靖 : 東京電力(株) 京葉支社 支社長

### 第2号委員（関係行政機関）

林 一雄（欠席） : 船橋警察署 署長  
代理 小高 明德 : 船橋警察署 生活安全課課長  
篠塚 大剛（欠席） : 船橋東警察署 署長  
代理 櫻井 裕希 : 船橋東警察署 生活安全課課長  
渡邊 浩太郎 : 千葉県葛南土木事務所 所長

### 第3号委員（屋外広告業を営むもの）

小室 正己 : 千葉県屋外広告美術協同組合 副理事長

### 第4号委員（市民）

堀江 基文 : 市民公募委員  
今井 奨 : 市民公募委員

事務局 舟久保建設局長  
中村都市計画部長  
篠崎都市計画課長  
杉原都市計画課長補佐（※司会）  
入江主査  
大塚技師  
磯野主事

## 第6回 船橋市屋外広告物審議会 議事録

日時 平成27年8月24日(月) 午前10時～午前11時

場所 船橋市職員研修所6階601研修室

### 【1. 開会】

事務局より開会の挨拶

(会長)

それでは早速、進めさせていただきます。委員の皆様方、本日はお忙しい中ありがとうございます。本日の内容は次第のとおりでございますが、前回の引き続きということで、諮問が1点でございます。それでは次第に沿って進めさせていただきます。まず、議事録についてですが、議事録は公開することとなっております。事務局が作成した議事録の内容を確認していただく署名人を委員の中からまず2名選出いたします。順番にということになっているようでございますので、前回からの続きでI委員とB委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

それではさっそく議題に入りたいと思いますので議案第1号船橋市屋外広告物条例改正についてということで、事務局より説明をお願いします。

### 【2. 議事 — 1. 船橋市屋外広告物条例改正について (諮問)】

(事務局)

事務局より説明

(会長)

はい、どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明に関するご質問、ご意見よろしくお願いたします。

いかがでしょうか。

前回一度審議しておりますので、特にご意見ないということでしたらすぐに採決ということになってしまいますがどうでしょうか。

(A委員)

デジタルサイネージについてなんですけれども、前回にもちょっと説明あったかもしれないんですけど、これは表示の内容としては先ほどあった公共的なものなんですか。ここで広告収入みたいなものをとっても構わないというようなことなのでしょうか。

(事務局)

はい、そうでございます。デジタルサイネージにつきましては現在のところ、船橋駅南口のフェイスビルのペDESTリアンデッキ、こちらの方に設置する予定で今動いております。デジタルサイネージの表示内容としましては、原則としては行政情報、観光情報、防災情報等を流すことを目的としておりますが、デジタルサイネージの維持管理費を賄うために商業広告を表示、設置したいとそのように考えております。

(A委員)

商業広告も出るんですね。

(事務局)

そうですね。

(A委員)

それについての基準というのは今回は特にはないのでしょうか。バス停の方には若干大きなサイズであるとかあったかと思うのですが。

(事務局)

まず、大きさの基準につきましては現在条例で許可の基準というものがございまして、その許可の基準の適用となります。

次に、表示内容の基準といたしましては、船橋市で広告掲載基準というものがございまして、それをベースに今後庁内で表示内容等について検討していく予定となっております。

(A委員)

広告を出したいんですというときの窓口はどこになるのですか。

(事務局)

現在のところは、事務的業務は政策企画課というところで行っております。ただ、広告を集める業務については市の直営であるのか、あるいは今市役所の1階のエレベーターホールの前で商業広告を出していますけど、あれは民間の広告代理店に委託しておりますのでそういった方法も考えられます。

(A委員)

わかりました。ありがとうございます。

(会長)

よろしいでしょうか。他、いかがでしょうか。

(H委員)

前回の審議会で駅前広場についての公共性云々の議論があって、一番左側の案でということになって、この件につきましてですね、今回の改正案の中にありますように、駅前広場を削除されるわけですけど、前回の議論で決まったことというのは解除ということによろしいでしょうか。

(事務局)

はい、そうですね。現在の条例では駅前広場に屋外広告物の設置は禁止されております。ただ、来年の4月に条例改正を予定しておりますので、来年の3月いっぱいまでは、もしも出すのであれば前回の審議会のような特例許可が必要となります。来年の4月以降につきましては禁止地域としての適用が除外されるので道路管理者の許可が取れる範囲で屋外広告物の設置が可能となります。

(H委員)

わかりました。

(会長)

他、いかがでしょうか。

(F委員)

今回、第8条の禁止地域で、駅前広場その他公共広場を削除するという話で、ひとつ、その他の公共広場というのはあったのでしょうか。ということと、その文言が抜けても、「これらの周囲で市長が指定する区域」っていうのがありまして、今現在の駅前広場とその他公共広場の周囲で指定されている区域ってあったのでしょうか。

(事務局)

まず1点目のその他公共広場、これにつきましては明確な定義というのが、そういった資料というものはございません。想定するに、例えば総合設計制度を採用した公開空地、こういったところで民地でありますけど、公共的な利用がされるというところで、その他公共広場に該当するのではないかと思います。ただ、船橋市内では今のところ総合設計制度を用いた公開空地というものはございませんので、それにつきましては該当ありません。

あと、2点目の「及び、これらの周囲で市長が指定する区域」この条例第8条第1項第10号に基づく市長が指定する区域というのは今のところございません。

(会長)

よろしいでしょうか。他、いかがでしょうか。

(事務局)

今回、改正の目的と内容についてあらかじめ条例案も決まりましたのでこのように説明させていただきました。示した資料には条例案、施行規則も含めて細かく書いてありますけど、これから庁内の調整をかける中で、若干その変更の箇所であるとか、書きぶりが少し変わることはありえますので、その点はすみません、ご了承いただければと思います。ただ、どういった目的でどういったところを変えるつもりかというのは今回お話しした通りですので、その点についてご意見があればまたいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。今日も修正がありましたように今回の詳細なところは完璧に積みきれてないという状況なようなので、文言等の修正は今後もまだあるというようなことですが、主に考え方の部分で何かご質問やご意見があればというようなことで、今後のスケジュールお出ししていただいておりますが、まだ流動的なところもあるということでございますが、いかがでしょうか。

本日は諮問ということですので、この審議案件について採決をする必要がございます。特にその内容について考え方、特にご異論ないようでしたら、ここで採決をさせていただいて、軽微な修正については、もしなにか、再度ご審議いただくようなことがあれば再度審議会ということもありえるかもしれないですが、基本的には今日の時点で諮問いただいたことについては採決をとるということにはなりますが、よろしいでしょうか。

特にご意見がこれ以上ないようですので、ここで本日の審議案件について採決をとらせていただきたいと思います。原案のとおりということでご異議はございませんでしょうか。

はい、異議なしということで、原案のとおり承認されたということにさせていただきます。

それでは続きまして議事の3、その他ですが、何かありましたら事務局からお願いします。

### 【3. その他—1 追加改正項目について】

(事務局)

事務局より報告

(会長)

それではただいまご説明いただきました考えについてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(A委員)

文言の中の(3)ですけれども、「良好な景観の形成又は風致の向上に資するものであること」というのは、どういうもののことをイメージされているのでしょうか。

(事務局)

(3)の「良好な景観の形成又は風致の向上」というのはそもそも屋外広告物条例の基本的な目的でございます。ですからこの基本的な目的の範囲内であれば屋外広告物を出すことはやぶさかではないという概念的な表現となっております。

(A委員)

じゃあ、おおもとでこういう文言があって、あえてここでもそれを入れるということですか。

(事務局)

そうですね。

(A委員)

いつも思うんですけど、こういう表現ってよく見かけるんですけど、具体的にどういうものかっていつもイメージしにくいものですから、なにかだれだれさんがいいと言ったとかね、そういう話があるのかどうかとちょっと思うんですけど。これ文言で表現しきれないものですかね。

(会長)

いかがでしょうか。確かにちょっとわかりにくい。

(事務局)

分りにくい表現ですので。まず船橋市屋外広告物条例で禁止広告物、こういうものはだめですよというようなことも条文に書いてありますのでそちらについて説明いたします。

まず、「形状、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観又は風致を害するもの」、「汚染、退色又は塗料等のはく離の程度の著しいもの」、「著しく破損し、又は老朽したもの」、「倒壊又は落下のおそれがあるもの」、「信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの」、「交通の安全を阻害するおそれがあるもの」これを第6条で禁止広告物として規定しております。ですから、今話した範囲というのが良好な景観

又は風致を維持するという、逆の意味で、「ではないもの」という表現が言えるかと思いません。

(A委員)

今の項目の中で言いますと、2番以降は確かにそうですねという感じはするんですけども、1番についてはかなり主観的なことも入っていますよね。色であるとかってというのは。そういうのは何か基準みたいなものってというのは作るんでしょうかね。

(事務局)

色につきましては屋外広告物条例施行規則の第5条で決められていまして、「地色に黒色、原色、原色とは赤、青及び黄の色をいう。又は蛍光色等を使用したことにより、良好な景観又は風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。」一応こういったような色についての指定がございます。

(A委員)

あまりこうきつく縛ってもってという感じは個人的にはしているんですけども、それをどう運用していくのかってというのはちょっとよく分からないと思われませぬ。

(事務局)

よろしいでしょうか。今、基準の説明がありましたけれども、それは一般的な許可の基準として決められているものだと思うんです。これは私の理解ですが、こちらの特例の許可については、本来禁止であるもの、物件、地域に関しての特例許可でありますので、当然その基準は満たしたうえで、なおかつそれぞれの禁止物件、禁止地域がなぜそのようなになっているのかということ踏まえて、かつ、指定されているところの地域の特性を踏まえて、実際に掲示する広告物がどのようになるかっていう評価をする必要があると思えます。それゆえに、ちょっとなかなか細かくは書きづらくて、なおかつ特例の許可については、この審議会に現実諮ってご確認をいただくという手法をとっているわけです。しかしながらそうは言っても一定のがっちりとした細かな基準かどうかは別として、考え方みたいなものを示されないと、良いか悪いかの判断もできないのではないかというようなこともあろうかと思ひまして、実際その特例の許可、これはまさにそういうお話があれば、あるいは許可件数が増えてくれば、というのはちょっと言い方がよくないですけども、実際どういう地域であれば、どういうものが望ましいと考えるのかということについて、それが基準とまで言えるものになるかどうかはわかりませんが、取扱いみたいなもの考える必要があるのかなというように思います。



(会長)

どうでしょうか。この文章ですけど、「良好な景観の形成又は風致の向上を阻害するおそれがない」というような文章だったらよく分かるのですけれども、「資するものであること」というような文章だと広告を掲出することで景観が良くなる、あるいは風致が良くなるというようなものなら特例許可しますよというふうに読めるんですよね。そこまで要求するものなのかどうかというふうに、文章表現上思えるのですが、そのあたりはいかがなのでしょう。

単に阻害するというものではなく、景観や、風致を阻害するというのではなくて、向上させるというふうにこの文章表現だと読めるということになるんですけどね。

もちろん、広告物を掲出することで、さらに景観が良くなるということもありうるかと思うんですけど。そこまで考えて文章表現決めてるわけではないですから。

(事務局)

会長が申されていることはごもっともなのですが、こちらについてはやはり漠然とした表現になりますので、その基準等につきましては今後の検討課題としていきたいと考えております。

(会長)

今回はその2番のところなんですけど、3番のところの文章が多少気になるので、今後これも含めて検討いただければというふうに思います。この公共性のところについてはどうでしょうか。具体的な基準についてはこれから検討ということですが。

よろしいでしょうか。それではこれについてはまた。今日のご報告ということでまた、審議の機会があろうかと思えます。特にご質問ないということでしたら、これでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは次第の3番まで終了しましたので、特に何か事務局から追加でご報告することとかないようでしたら閉会になります。

(事務局)

報告事項もう1つございまして、それについて。

(会長)

はい、それではどうぞお願いします。

### 【3. その他—2 みんなの掲示板の取組み状況について】

(事務局)

事務局より報告

(会長)

今ご報告いただいた内容についてご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。けっこう使用されているというようなことだと思います。

特にご質問ないようでしたらその他のところ、他になにかありますでしょうか。以上ですか。

#### 【4. 閉会】

(会長)

それでは本日はすべて終了いたしました。それでは第6回船橋市屋外広告物審議会、これにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。